

多数国間投資協定(MAI)——経過と問題点

高田太久吉（中央大学 銀行論）

80年代になると、直接投資の急増、金融グローバル化の進展を背景に、投資およびサービス取引の自由化を推進する多国籍企業や大手金融機関のロビー活動が活発化した。こうした動きは、受入国に投資保護だけではなく高い水準での投資自由化を義務付ける二国間投資協定や、NAFTAに代表される貿易やサービス取引をふくむ包括的な地域協定の増加をもたらした。

しかし、投資自由化、投資保護、および紛争処理を包括的に含む多数国間投資協定はいまだ成立していなかった。さらに、多くの途上国が二国間協定や地域協定を通じて投資自由化を進める一方、インド、中国などの有力な途上国では投資規制が維持されていた。こうしたことから、多国籍企業や大手金融機関をスポンサーとする有力な国際ビジネスロビーは、WTOおよびOECDを主要なフォーラムとして、多数国間投資協定の実現を働きかけた。

これらの動きの中でもっとも高い水準の投資自由化協定をめざしたのは、OECDにおける多数国間投資協定(MAI)交渉であった。この交渉は、欧州委員会を中心とする工業国政府と、BIACに結集する国際ビジネスロビーによって強力に推進された。にもかかわらず、交渉は各国間の利害調整に失敗し、多くの途上国政府、さらには世界の有力なNGOの反対運動にあって最終的に決裂した。

このようにMAI交渉は結局成功しなかったとはいえ、その交渉経過と顛末は、現代の経済・金融グローバル化がどのような勢力によって推進されているのか、その主たる推進者である多国籍企業と大手金融機関がどのような水準の投資自由化をめざしているのかを明らかにしている。それと同時に、このような国際ビジネスロビーの動きが必然的に直面する矛盾と困難、シビルソサエティとの間に引き起こす深刻な問題をも浮き彫りにしている。

1 多数国間投資協定への動き

投資保護から投資自由化へ

対外投資の拡大を望む工業国の多国籍企業や金融機関にとって、多くの途上国が内包する政治的、経済的不安定性は、個別的な対応が難しい大きな障害の一つと考えられている。このため、多くの西ヨーロッパ諸国は、自国資本が積極的に進出している途上国との間で、自国企業による投資の保護を相手国政府に義務付ける二国間投資保護協定を結ぶようになった。

第二次大戦後結ばれた最初の二国間協定は、1959年に西ドイツ（当時）

がパキスタンおよびドミニカと結んだ投資保護協定であるとされている。こうした投資保護協定締結の動きは、その後スイス、フランスその他の西ヨーロッパ諸国にも広がり、締結された協定の総数は80年代末には300件に達し、さらに90年代中ごろには1000件を超えるまでになった。

これらの二国間投資協定の多くは、受入国は非居住者の投資に対して国内法にもとづいて必要な制約を加えることができるとする国際慣習法の伝統的な原則を維持しながら、実施された投資の保護に関して、受入国に一定の義務を課すことを主要な目的としていた。これに対して、82年にアメリカがエジプトとの間で結んだ二国間投資協定は、投資保護だけではなく、受入国に事前の投資自由化（投資に対する制限の撤廃）を義務付ける内容をふくんでおり、投資保護を主要な目的とする従来の条約とは性格が異なっていた。その後、アメリカを当事者とする二国間協定は次第に増加し、UNCTADの調査によれば、96年段階で37件に達しているが、これらの多くに上述のような投資自由化義務が盛り込まれている。

このような二国間投資協定の広がりとは平行して、地勢的な関連の密接な途上国の間で相互に貿易や投資にかかわる障壁を取り除こうとする地域間貿易協定の動きが活発化した。こうした地域間協定としては、アラブ経済統一機構、アセアン、メルコスール、NAFTA 其他が知られている。これらの協定の多くは貿易や人間の移動などに関する障害の除去をめざしながら、同時に、相互間の投資を促進するための条文を含んでおり、ゆるやかな内容の投資協定としての性格を備えている。

このように、

多数国間投資協定のフォーラム

ICCに代表される国際ビジネスロビーは、80年代以降高い水準での多数国間投資協定を実現するための運動を積極的に展開するようになったが、こうした動きは90年代に入ると一段と活発化した。

こうした動きに主要なフォーラムを提供したのは、GATT（95年以降はWTO）および、OECDであった。

GATTは、本来は財の貿易を対象とする国際機関であり、投資や金融サービスにかかわる問題を直接に扱うことは難しかった。アメリカをはじめとする工業国政府は、GATTがその成立以来貿易に関する自由化の推進に大きな成果を上げてきたことを踏まえて、同様の手順で投資自由化に関する交渉が進捗することを期待したのである。しかし、多くの途上国は貿易自由化は自国商品の海外市場の拡大が期待できるとして受け入れても、国内産業に直接的な影響を及ぼし、とりわけ、領土内における企業活動を規制する経済主権に抵触する可能性の大

きい投資自由化については、慎重な姿勢をとっていた。このために、GATTにおいて多数国間投資協定を実現しようとする一部工業国の提案は多くの途上国の反対によって成功しなかった。

93年に終結したウルグアイ・ラウンドがGATTを拡大し、金融サービスをふくむ広範なサービス分野を協議対象に取り込んだWTOが成立したことによって、投資自由化に関する交渉をWTOをフォーラムとして推進することが可能になった。

WTOを成立させたマラケシュ協定の付属書のひとつ「サービスの貿易に関する一般協定」は略称GATSと呼ばれており、運輸、通信、金融などの幅広いサービス分野の自由化に関する基本方針を取り決めている。

GATSでは、締約国が等しく負うべき「一般的な義務」と個々の締約国が自国の判断で「約束」する「特定の義務」とを区別している。そして、最恵国待遇、よび透明性と情報開示については「一般的な義務」にふくめているが、多国籍企業がもっとも強く望んでいる市場アクセスの自由および「内国民待遇」については、どのような分野でどこまでの義務を負うかを受入国が自主的に決定できるとされている。

このように、WTOは内国民待遇に象徴される高い基準での投資自由化を望む多国籍企業や大手金融機関にとって制約のあるフォーラムではあった。さらに、WTOには多くの途上国が加盟しており、一部工業国の要求を貫徹するうえでも障害があった。このために、WTOでの金融サービスに関する多数国間協定交渉は、きわめて複雑な経過をたどった。

WTOでの多数国間投資協定交渉の最大の推進者であったECならびにFLGは、内国民待遇の義務付けをふくむ高い基準での協定が96年中に実現することを期待していた。しかし、実際の交渉は途上国の強い抵抗によって最終的な合意を見出すことができず、95年7月の暫定的な取り決めをへて、97年12月に「金融サービスに関する合意」が成立した。

FSAは、締約国に金融サービスの取引に関する自由化の推進を奨励し、最恵国待遇を義務付け、規制の透明性を要求している。さらに、新しい規制の導入を禁止し、将来の自由化に関するスケジュールの公表を求めている。しかし、内国民待遇の義務を引き受けるか否かは事実上各国の判断にゆだねられており、紛争処理に関しても、従来 of 外交ルートによる解決を採用している。

このように、FSAは、金融サービスの自由化を目的とする最初の多数国間協定（最終的に135カ国以上が締約）であったが、その基本的内容はWTOのGATSの枠組みに制約されており、各国は投資自由化の範囲について国内法にもとづいて決定できるとする国際法の伝統的な原則を変更するものではなかったのである。

2 OECD・MAI交渉の経過と帰結

MAI交渉の開始

1995年5月、OECDの閣僚級理事会は、多数国間投資協定の成立をめざすOECD内での交渉を直ちに開始することを決定した。

この決定は、かねてより国際投資の自由化をめぐる問題を検討していた二つの委員会（国際投資と多国籍企業に関する委員会、および資本移動と貿易外取引に関する委員会）の報告書に盛り込まれた提案にもとづくものであった。

この報告書によれば、OECDでは91年以来、これら二つの委員会において多数国間投資協定をめぐる問題が検討されてきた。94年には、委員会のもとに五つの作業グループが設置され、それぞれ、既存の制度下での投資自由化義務、新しい分野における投資自由化義務、投資保護、紛争処理、非加盟国の取り扱いをそれぞれ担当した。これらの作業グループの検討を受けて、報告書は、OECD内部でMAI交渉を開始するための条件が整ったとの判断にたち、交渉のすみやかな開始を提案したのである。

OECDにおけるMAI交渉の開始を強く推進したのは、OECDが多国籍企業および各国の有力ビジネスロビーとの協議のための正式の機関として承認した民間産業諮問会議（BIAC）であった。

OECDがBIACを国際ビジネスロビーの代表組織として承認したのは62年であった。それ以来、BIACはOECDの専門委員会などとのさまざまな協議を通じて、産業界の要望を伝え、ビジネスロビーが政府間の政策協議に直接参加する機会を提供してきたのである。

BIACの情報によれば、MAI交渉が正式に開始されるよりもずっと以前から、OECDに対してMAI交渉の必要性を指摘する文書を提出していた。この文書のなかで、MAIに関する作業グループの立ち上げが、76年御「国際投資及び多国籍企業に関する宣言」以来、もっとも重要な懸案のひとつであると指摘していた。

MAI交渉の開始に前後して提出された別の文書では、後にリークされたMAIの交渉草案に盛り込まれた投資の定義、エントリーと設立、内国民待遇、課税、資金の移転、スタンドスティル（新しい規制導入禁止）、ロールバック（暫時的規制撤廃）、留保と例外、キーパーソンの出入国、パフォーマンス要求禁止などの主要項目がほぼ網羅されており、MAIの交渉草案がこのBIACの見解に沿う形でOECD事務局によって準備されたことが明らかである。

さらに、国際商業会議所はそれ自体はBIACのメンバーではないが、96年4月、「投資のための多数国間ルール」と題する報告書を作成し、BIACを通じて

OECD に持ち込んだ。この報告書の内容は、上記の BIAC の報告書とほとんど同じであり、こうした事実は、MAI 草案が OECD の交渉団によって白紙から起草されたものではなく、実際の交渉が開始されるずっと以前から、有力な国際ビジネスロビーによって周到に準備されてきたことを物語っている。

MAI 草案のリーク

MAI 交渉は、95年9月以降、各国を代表する高位の事務担当者からなるごく小規模な交渉団によってほとんど秘密裏に進められた。交渉グループはほぼ月1回のペースで作業を進め、97年の初頭には、最初の協定草案がほぼ書き上げられる状態にまで進捗した。

ところが、97年春にこの草案がリークされ、アメリカの有力 NGO である Public Citizen や同じくカナダの NGO である The Council of Canadians その他の手に渡った。これらの組織は、直ちに入手した草案原稿をコンピュータに読み取り、インターネットを通じて全世界に公表した。こうして、密かに準備されていた草案の内容が白日のもとに曝されたことによって、MAI 交渉をめぐる状況は大きな転機を迎えることとなった。

協定草案の起草は順調に進んでいたように見えたが、実際には、交渉参加国の間には鋭い利害の衝突が存在していた。独立性の強い州で構成される連邦制をとるアメリカは、州政府の独自性の維持に配慮しなければならなかった。フランスは、アメリカの要求する高い水準の投資自由化が自国の文化政策に関する主権を損なうことを懸念した。さらに、ドイツに成立したシュレーダー新政権は、社会的福祉政策や環境保全などの面で独自の見解をもっていた。

こうした交渉参加国間の矛盾は、貿易協定の場合のように解決できなかった。このために、草案がリークされた97年3月、交渉グループは、予定していた97年5月までに各国間の見解の相違を調整し、草案を完成することができないという見通しを明らかにした。明確な期限は公式には設定されなかったが、完成予定次期はほぼ1年延長されることになった。

このような状況のもとで、97年10月、26カ国を代表する50前後の NGO が OECD 本部の所在するパリに集まった。この中には、前記の Public Citizen や The Council of Canadians の他に、Greenpeace International, Friends of the Earth, Sierra Club などの代表的な自然環境保護団体、Third World Network, Focus on the Global South などの途上国問題に取り組む有力 NGO が含まれていた。

これらの NGO は声名を出し、その中で、国際投資を規制する新しい国際的取り決めが必要であること、MAI 交渉は労働者、消費者、環境や人権を擁護する活動組織などシビル・ソサエティの代表を排除しているために協定案はきわめて偏った内容になっていること、それは、92年の国連環境開発会議で採択さ

れたリオ宣言およびアジェンダ 21、消費者保護のための国連ガイドライン、その他の既存の取り決めに沿っていないこと、多国籍企業の権利を一面的に拡張し、その責任を免除していること、などを指摘している。そして、OECD が今後の交渉を外部に開かれたものにし、これら NGO の不安を解消するための内容上の改善が行われないう限り、MAI 交渉の継続に断固反対すると宣言している。

リークされた MAI 草案は、交渉に関与できない各国地方政府の間にも大きな不安を引き起こした。アメリカの西海岸 18 州および太平洋島部を代表する西部州知事協会は、MAI が州の権限と抵触する可能性のあるいくつかの問題点を、(1) 企業活動に関する規制、(2) 環境問題と土地利用、(3) 経済開発、及び (4) 州の主権、という 4 分野を中心にとりあげ、批判的に検討した報告書を公表した。

この報告書のなかで、西部州知事協会は、各州政府が正当な目的で海外の投資家を差別する権限は保持されるべきこと、内国民待遇の義務付けによって州の主権を制限してはならないこと、各州が正当な目的で実施する投資誘因政策やパフォーマンス要求は制限されてはならないこと、海外の投資家が紛争処理に際して州政府やその他の行政府を直接訴えることは許されるべきではないこと、などを指摘している。

98 年になると、MAI に対する関心と反対運動はさらに国際的に広がった。この時期、アメリカ、カナダ、オーストラリア、スイスなどの地方行政府のなかで、MAI 反対の決議 (MAI-Free Zone と呼ばれる) を行うところが増大した。このような決議を行った都市としては、サンフランシスコ、バークレー、オリンピア、ボールダー、トロント、モントリオール、バンクーバー、ジュネーブなどが含まれている。

MAI 交渉の最終的な決裂を決定づけたのは、98 年 10 月に、かねてから MAI の国家主権への侵害に懸念を抱いていたフランスが交渉から離脱することを正式に明らかにしたことであった。

その際、フランス政府は公式説明の中で、MAI 交渉が頓挫した最大の理由として NGO を中心とするシビル・ソサエティの反対運動の高まりを指摘した。さらに、本来が情報の収集と交換を主要な任務とする OECD は、MAI のような重要な国際経済協定の交渉フォーラムとしては適格でないこと、今後の投資交渉においては直接投資と投機的なポートフォリオ投資を区別し、前者に限定して適用する投資自由化ルールについて交渉すべきこと、投資家が受入国政府を直接仲裁機関や裁判所に引っ張り出す紛争処理方式を撤回し、政府間交渉を基本とする伝統的な取り扱いに戻すべきであること、などの提案を行った。

以上のような状況のもとで、98 年 10 月 20 日に閣僚級理事会が開催されたが、交渉の進展に結びつく合意はなにも成立しなかった。この実りのない閣

僚級理事会に続いて12月3日にもたれた投資担当高級事務レベルの非公式協議は、「MAIに関する交渉は今後に行われない」という結論を明らかにした。こうして、3年にわたったMAI交渉の最終的な決裂が確認された。

3 MAIの基本条項と問題点

MAI交渉は、工業国の多国籍企業と大手金融機関を代表するさまざまな国際ビジネスロビーからの強い要請にもとづき、グローバルで高い基準の投資自由化ルールの実現をめざす本格的な多数国間交渉であった。MAI草案の起草にあたった交渉グループは、92年の北米自由貿易協定や、アメリカが結んだ二国間投資協定に盛り込まれた基本原則を参考にしていたが、最終的にめざす自由化の基準はさらにこれらを超えるものであり、締約国に対して、あらゆる種類の投資に関する完全な保護、一般原則としての無差別な内国民待遇、パフォーマンス要求禁止、処分や移転の徹底的自由などを義務付ける内容であった。以下では、OECDが98年4月に公表した（リークされたものとは別の）草案にもとづいて、MAIの基本条項の内容と問題点を明らかにしたい。

投資の定義

投資をどのように定義するかは、協定が適用される取引・活動の範囲を決定するもっとも重要な点である。MAI草案では、投資は次のようにきわめて広く定義されている。

「投資家によって、直接又は間接に所有又は支配されているすべての種類の資産」（谷岡・大久保訳、『貿易と関税』1998年9月、10月）

したがって、企業、直接投資、ポートフォリオ投資、経済的請求権、知的財産権などあらゆる種類の経済的価値が含まれる。このように広い投資の定義はNAFTAから継承されたものであるが、NAFTAではいくつかの適用除外項目があり、実質的にはいっそう拡大された定義といえる。

投資家及び投資の待遇

MAIは締約国に対して非居住者への内国民待遇の提供を一般的に義務付けている。すなわち、締約国は「設立、取得、拡大、運営、管理、維持、利用、享有、売却等の処分」に関して、「内国民待遇」および「最恵国待遇」を与えなければならない。

締約国は、海外の投資家の国内での活動の自由とその資産、権益を保護するだけでなく、原則としてすべての産業分野を海外投資家に開放することを義務付けられる。国内企業に対する保護政策、地域政策にもとづく「ゾーニング」（用途地区制）、特定産業振興策などは紛争の原因になりうる。

締約国は自国内における海外の投資家ないし企業の活動に対して「パフォーマンス要求」（別表参照）を課すことは禁止される。しかも、これらの義務と制約は中央政府ないし連邦政府だけではなく、地方行政政府、自治組織に対しても課される。

投資保護

MAI は、締約国が「非合理的な、または差別的な」措置によって他の締約国の投資家の投資の運営管理、維持、利用、享有又は処分を妨げてはならないと定めている。受入国政府が投資家の投資を収用あるいは国有化することは厳しく制限され、合理的な理由のある収用等に際しては完全で遅滞のない補償が求められる。

MAI は、非居住者が資産とその成果を処分、譲渡、移転、する自由を最大限に保証している。言い換えると、締約国が海外からの投機攻撃に対抗するために、あるいは国内からの「資本逃避」を防止する等のために資本取引を規制することは非常に困難になる。通貨危機のような緊急時に当該国政府が緊急措置を講じる余地は残されているが、危機か否かの判断を IMF にゆだねており、各国が独自の判断で一方的な措置を講じることは制限されている。

紛争解決

MAI 草案では、「投資家又は投資に損失又は損害を及ぼす締約国の協定上の義務違反」に関する紛争が「交渉または協議」により解決できない場合、投資家には以下の選択肢が与えられる。

- A 投資受入国の裁判所もしくは行政裁判所に申し立てをすること
- B 投資家と投資受入国が予め合意した紛争解決手続きによる処理
- C 投資紛争解決条約、世界銀行の開設する投資紛争解決センターの規則、国連国際商取引法委員会の仲裁規則、国際商業会議所の仲裁規則のいずれかによる仲裁

このように他国の領内において活動する投資家が受入国政府（地方政府を含む）を相手取って直接裁判所や国際仲裁機関に不服を申し立てることができるとする紛争処理手続きも NAFTA から継承されたものである（ただし NAFTA では地方行政政府への適用に制約がある）。このような処理手続きの導入は、外国の投資家と受入国政府との紛争は政府間交渉を通じて処理するという国際法の伝統的な原則の修正であり、MAI の諸条項のなかでももっとも大きな論議を呼んだ点であった。

加入・脱退その他

MAI 交渉に直接参加したのは OECD 加盟 29ヶ国と欧州委員会であったが、MAI が成立した場合には、合意された条件と義務内容を受け入れる用意のあるすべての国、地域経済統合組織その他に対して参加の道が開かれている。むしろ

る、MAI 推進国の主要なねらいは、まず少数の工業国間で高い基準の投資自由化ルールを実現し、その後、貿易や投資などさまざまな影響力とインセンティブを利用して多数の途上国の参加を促し、最終的にグローバルな投資協定に拡大することであった。

このためにも、MAI では、締約国は協定発効後 5 年間は加盟できないことになっており、脱退後も 15 年間は既存の投資に対しては協定が適用されることになっている。さらに、締約国は今後新しい規制を新たに導入し、あるいは既存の規制を強化することは禁止され、加盟時点で残存している各国の規制については加盟後着実に緩和ないし撤廃の措置がとられるようにスケジュールの作成が求められる。

例外およびセーフガード

一般に国際投資協定においては、いずれかの締約国がなんらかの事情によって条約が課す義務の全部もしくは一部を一時的に停止したり、必要とあれば新たな規制を導入する余地を認める例外規定、ないしセーフガード条項が含まれている。MAI では、締約国に認められる「一般的例外」は以下の 3 項目に限定されている。

- A 「当該締約国の安全保障のために不可欠な利益を保護するために必要と認める措置を執ること」
- B 「国際平和及び国際安全保障の維持のため、国連憲章上の義務を履行するための措置を執ること」
- C 「恣意的で不当な差別の手段とならず、偽装された投資制限とならない方法で適用される・・・公の秩序の維持に必要ないかなる措置を執ること」

このように「一般的例外」を厳格に限定するセーフガード条項は、国際収支上の困難、記入制度の健全性維持などの理由による資本取引規制を容認する WTO の FSA に盛り込まれたセーフガード条項にくらべてはるかに制限的なものになっている。

4 多数国間投資協定の基本問題

今後の投資協定をめぐって

MAI 交渉の決裂は、現代における多数国間投資協定に関して、以下のような認識が必要であることを示している。

第一に、本来が少数工業国のための情報交換などシンクタンク的な役割を担当してきた OECD は、多数の国に強度の自由化義務を課し、かつ強制力をとも

なう投資協定の交渉の主要なフォーラムとしては適さないということ。したがって、今後 OECD において本格的な投資協定交渉を成功裏に再開する条件は存在しないということ。

第二に、WTO における多数国間投資協定交渉の経過が明らかにしているように、工業国と途上国とのあいだの立場、見解の相違は、貿易協定にくらべて、投資協定の場合にははるかに複雑かつ深刻であるということ。したがって、貿易交渉において WTO が果たした役割と同等の積極的な役割を投資協定においても期待することは短絡的な発想であるということ。

第三に、どのような交渉フォーラムを選択するにせよ、途上国の参加を予定している投資協定を、まず少数の工業国間に妥当する高い基準で合意し、その基準をそのまま多数の途上国に広げようとする手順は透明性、民主性を欠いており、必ず途上国の反発を招き、成功しないということ。

第四に、投資協定は単なる国際的経済活動にかかわるルールではなく、自然環境、天然資源、労働条件、地域、人権、伝統文化、経済格差と貧困、その他の重要な問題に幅広く、かつ重大な影響を及ぼす問題である。したがって、経済協定を政府（実際には限られた経済関係機関）およびビジネスロビーの代表者だけで閉鎖的に交渉することは不適切である。今後の投資協定交渉においては、上記のような諸問題に取り組む世界の多数の NGO に代表される、シビル・ソサエティからの参加を保証しなければならない。

投資自由化をめぐる基本問題

以上は、今後いずれかの国際的フォーラムにおいて投資協定交渉が再開される場合において、交渉が適切に組織され、運営されるために念頭におかれるべき基本的な認識である。

しかし、投資協定の進めかたの問題を脇において、近年における投資自由化、経済・金融グローバル化の潮流を全体として見る場合には、さらに以下のようないっそう基本的な問題点が浮かび上がってくる。

第一に、MAI に代表される高い基準での多数国間投資協定が必要とされる根拠として、工業国政府と国際ビジネスロビーとは、近年、貿易と投資の関係がますます密接になっており、投資に対する受入国の規制が貿易における障害になるだけではなく、競争上の不公平をも生み出していると指摘してきた。しかし、果たしてこのような指摘に説得力があるのだろうか。たしかに、近年の貿易に占める多国籍企業の関連会社間取引の割合がきわめて大きなものになっていることはその通りであろう。しかし、本来の金融取引についていえば、むしろ、実際には、近年の国際通貨・金融危機の多くの事例が示しているように、金融取引と貿易とは大きく乖離する傾向が著しい。さらに、統計上の直接投資

についても、貿易がらみよりも、純粋な M&A など金融・財務的目的で行われる投資が少なくない。こうしたことから、貿易ないし実需から乖離した投資や金融取引に関しては貿易問題から切り離れた独自の国際的な調整ないし規制が必要であるとの認識が広まっている。したがって、貿易と投資の関連性を強調する工業国側は、貿易と直結する直接投資と、短期的な金融的・投機的利得をねらう金融取引との区別を明確にしたうえで、前者について適切な基準の協定化を提案すべきであろう。いずれにしても、先にみたようなあまりにも広い投資の定義から出発して投資協定を考えることは、著しく説得力に欠けるといわなければならない。

第二に、そもそも、なぜ投資協定が必要なのかという問題について、実証的で説得力のある説明がなされていない。しばしば指摘されるように、近年の資本取引の大半は先進工業国間での取引である。例えば、……。したがって、工業国の間である程度高い水準の投資協定を結ぶことが投資リスクの軽減に貢献するということは理解できる。しかし、工業国間で妥当する基準での投資協定を、経済的ファンダメンタルズのまったく異なる多数の途上国にそのまま広げることが、途上国にどのような意味をもつのかという点についての立ち入った検討は遅れている。果たして、投資協定は多くの途上国における経済発展のネックとされる資本や技術の不足を解決するうえで積極的な貢献を期待できるのであるか。筆者の知る限り、直接投資を含めた資本取引の効果に関する近年の実証研究は、むしろ、投資協定が当事国への健全な資本流入を促進すると期待できる明確な証拠は存在しないと結論づけている。さらに、いくつかの研究は、従来の工業国から途上国への資本移転が途上国の問題解決に積極的に貢献したか否かという点でも、懐疑的な結論に達しているのである。そうであるとすれば、なぜ途上国をふくむ多数国間での投資協定が必要とされるのかという問題について、今後つつこんだ検討が必要であろう。

第三に、これまでの投資協定の歴史を概観すれば、経済主権と多国籍企業・投資家の権利とをどのように調整するかということが問題である。その場合なによりも明確なことは、公権としての国家の経済主権が優越的な価値であり、私的・商業的利益に奉仕する多国籍企業・投資家の権利は従属的な価値であるという関係である。したがって、MAI 草案に見られる、途上国をふくむ国家の経済主権を根こそぎにするような多数国間投資協定を構想することは、工業国側の一面的な立場からする、覇権主義的発想といわなければならない。

FTAA への動き

二国間協定への動き

展望